

新型コロナウイルスワクチン4回目接種を実施中です

対象と接種券の発行申請について

対象 (3回目接種から5か月以上経過した方のうち、以下の方)	1・2回目接種時に「基礎疾患を有する」申請	接種券の発行申請
60歳以上の方	—	不要
18歳以上60歳未満の方で次のいずれかに該当する方 ・基礎疾患を有する方 ・その他重症化リスクが高いと医師が認める方	あり	必要(※)
	なし	必要(※)

(※) 接種券の発行申請方法については、右記二次元コードをご確認ください。



▲区HP「新型コロナウイルスワクチン4回目接種券の発行申請について」

接種券の発送日

3回目接種時期により、接種券の発送時期が異なります。

3回目接種時期	接種券発送日	予約	4回目接種
4年2月	6月15日(水)	接種券が届き次第、予約ができます。	3回目接種から5か月以上経過した後
4年3月	7月13日(水) (予定)		



▲区HP「4回目接種について」

接種会場 ※3回目までの接種も引き続き実施しています(診療所を含む)。

7月7日(木)から
●たなかスポーツプラザ 日本堤2-25-4 ※3・4回目接種のみ対応

7月16日(土)から
●谷中防災コミュニティセンター 谷中5-6-5

●永寿総合病院(西町公園内プレハブ) 東上野2-23-3

●台東一丁目区民館 台東1-25-5

●台東病院 千束3-20-5

●浅草病院(今戸駐車場内プレハブ) 今戸2-26-13

●浅草寺病院 浅草2-30-17

7月15日(金)から
●花川戸一丁目施設 花川戸1-14-16

●ファイザー会場(上記のほか区内診療所約100か所でも接種実施)

●モデルナ会場

※この地図は概略図です。



▲区HP「接種会場一覧」

※武田社ワクチン(ノバックス)が新しく加わり、東京都の大規模接種会場を実施しています。
※小児接種についても、引き続き、病院や診療所等で実施しています。

問合せ

●台東区コロナワクチン 相談専用ダイヤル (午前9時～午後6時、土・日曜日・祝日も対応) **TEL 03-6834-7410**

●厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター (午前9時～午後9時、土・日曜日・祝日も対応) **TEL 0120-761-770**

基本的な感染対策をお願いします



発熱等の症状がある場合の相談窓口

- 東京都 発熱相談センター (24時間)
TEL 03-5320-4592、03-6258-5780
FAX 03-5388-1396 (耳や言葉の不自由な方向向け)
- 東京都 発熱相談センター 医療機関案内専用ダイヤル (24時間)
TEL 03-6630-3710
- 台東区 発熱受診相談センター (月～金曜日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く
TEL 03-3847-9402 FAX 03-3841-4325 (耳や言葉の不自由な方向向け)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)の手続きはお早めに

令和3年度 住民税非課税世帯

- 3年1月1日以前から区内に住民票がある世帯
確認書が未提出の方へ勧奨用の確認書を送付しています。確認書に記載の提出期限内に提出がない場合は、給付金を受け取ることができなくなりますので、お早目の提出をお願いします。
 - 3年1月2日～12月10日に転入された世帯
区が課税情報を確認できない全ての方へ、申請書を発送しています。支給要件に該当される世帯は、必要書類を添え返送してください。
- 支給要件** ・世帯全員の3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
・世帯全員が、住民税が課税されている方から扶養を受けていない世帯
- ※申請書を受け取られた方が必ずしも支給対象となるわけではありません。



令和4年度 住民税非課税世帯

- 4年度(3年1月～12月の所得)の住民税均等割が非課税世帯の方が対象になります。
 - ※3年度の支給対象である世帯(未申請や辞退した世帯を含む)、または家計急変世帯向け給付金を受給した世帯は対象になりません。
 - 3年12月10日以前から区内に住民票がある世帯
手続きに必要な確認書を6月下旬から送付予定です。
 - 3年12月11日～4年6月1日に転入された世帯
区から前住所地へ課税情報の照会を行い、支給対象世帯へ確認書を送付します(前住所地への照会には時間がかかります)。
- ※お急ぎの方は、4年度分の非課税証明書を持参することで受付を行うことができます。



▲住民税非課税世帯向け

家計急変世帯

申請期限 10月31日(月) (消印有効)
※申請期限を延長します。



家計急変世帯向け▶

DV等で住民票を移すことができず避難中の方

臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。住所地の世帯がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV避難中であることの証明と収入要件)を満たせば、受給することができます。手続きについては、下記台東区コールセンターへお問合せください。

問合せ ●制度に関すること 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(午前9時～午後8時、土・日曜日・祝日を除く) **TEL 0120-526-145**
●手続きに関すること 台東区住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター(午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日・祝日を除く) **TEL 0120-000-573**

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

支給額 児童1人あたり一律5万円

ひとり親世帯分(申請期間は7月4日(月)～5年2月28日(火))			
対象	申請	添付書類	支給日
①4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要	不要	6月30日(水)以降順次
②公的年金等を受給しており、4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	必要 ※窓口 または郵送	・ひとり親世帯であることが分かる書類(戸籍謄本等) ・振込口座が分かる物(通帳・キャッシュカードのコピー) ・受給年金額が分かる書類 ・収入額が分かる書類(2年2月以降の任意の1か月の収入が分かる給与明細・帳簿等(③のみ))	申請から1～2か月後
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方(目安については区HPをご覧ください)			

※上記対象に複数該当しても給付は児童1人につき1回のみです。※課税申告が未申告の方は、申告をお願いします。
※DV避難者の方をご相談ください。※当給付金を装った詐欺にご注意ください。区が給付金支給のためにATMの操作をお願いすることや電話で口座番号を求めることは絶対にありません。

ひとり親世帯以外分(申請期間は7月中旬～5年2月28日(火))		
対象	申請	支給日
①左記以外の4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で4年度住民税均等割が非課税の方等	不要	7月20日(水)以降順次
②①以外の方のうち対象児童を養育する方で、4年度分の住民税均等割が非課税の方(例:高校生のみ養育世帯)や直近で収入が減った世帯等	必要	申請から1～2か月後

※対象要件や必要書類および申請方法等、詳しくは7月中旬以降区HPに掲載予定です。

問合せ 厚生労働省コールセンター(午前9時～午後6時、土・日曜日・祝日を除く) **TEL 0120-400-903**
申請場所・問合せ 〒110-8615 台東区役所子育て・若者支援課(区役所6階6番) **TEL (5246) 1057**



▲ひとり親世帯の方



▲ひとり親世帯以外の方